



千葉さんぽ便り

千葉産業保健総合支援センター 各種サービスのご案内

地域産業保健センターをご利用の皆様へ

各種サービスのご利用に関するお知らせ

日頃より、千葉産業保健総合支援センターならびに傘下9か所の地域産業保健センターの運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

地域産業保健センターが提供しているサービスは、厚生労働省が、産業保健体制の必ずしも十分でない中小企業等を支援するため、小規模事業場（＝労働者数50人未満）を対象として行わせている事業です。

このため、地域産業保健センターのサービスをご利用いただく際には、いくつかご留意いただきたい点がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ここで、「事業場」とは、本社・支店・営業所・工場…等、各々のことをいいます。「企業」とは、各々の事業場（＝本社・支店・営業所・工場…等）を集めた、全体のことをいいます。

- ❖ 地域の事業場における産業保健スタッフからの一般的なご相談は、企業・事業場の規模にかかわらず、広くお受けしております。
- ❖ 小規模事業場以外の事業場（＝労働者数50人以上）においては、その事業場で選任している産業医にご対応いただくようお願いしております。
- ❖ 小規模事業場であっても、いわゆる大企業の傘下にある事業場の場合は、その企業の産業保健スタッフにご対応いただくようお願いする場合があります。
- ❖ 中小企業の小規模事業場であっても、企業の労働者数が50人未満である小規模事業場を優先し、対応させていただいております。
- ❖ 中小企業の小規模事業場であっても、新規にご利用をお申込みの事業場を優先し、対応させていただいております。
- ❖ サービスをご利用いただくには事前の登録（申込み）が必要です。また、ご利用いただける年間の回数には制限があります。

当事業は、厚生労働省の財源に基づき、各地区医師会からもご協力を得ながら、限られた資源によって運営されているものです。利用のお申込みがあれば、直ちに、必ずサービスが受けられるようお約束できるとは限らないことについて、ご理解をお願いいたします。

また、以上のような事情から、平素からサービスをご利用いただいても、今後とも継続してご利用いただけるとは限らない場合があることについても、お含み置きくださるようお願いいたします。

平成31年度からの利用に関するお知らせ

平成31年度から、中小企業の小規模事業場に対して優先して支援の提供ができるよう、いわゆる大企業の小規模事業場について、特に、企業内に総括産業医（※）を配置している場合には、地域産業保健センターをご利用いただくことができなくなります。地域産業保健センターのサービスをご利用いただくに際し、表面のような点に加えてご留意ください。

※ ここで「総括産業医」とは、企業によって様々な名称で呼ばれていますが、企業内の各事業場の産業保健活動を、総括的に指導する産業医をいいます。

厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会の建議「働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・産業保健機能の強化について（建議）」（平成29年6月6日）を踏まえ、厚生労働省が、中小企業に対しより一層の支援を提供する必要があると判断したことによるものです。よろしくご理解くださいますようお願いいたします。

コンプライアンス優先のお願い

誠に恐縮ではございますが、一部の地域産業保健センターでは、混雑のため、利用申込みからサービスを受けられるまで、一定期間お待ちいただく場合がございます。

労働安全衛生法では、健康診断の結果についての医師からの意見聴取や、面接指導について、実施期限を定めています。そのような場合においては、コンプライアンスを優先させ、各事業場において的確なご対応をお願いします。

千葉産業保健総合支援センター利用のお勧め

地域産業保健センターのサービスは小規模事業場が対象ですが、千葉産業保健総合支援センターは、企業・事業場の規模を問わず（中小規模事業場を重点とするサービスもあります）、企業の産業保健スタッフ・労務担当者向けに、セミナー、相談、治療と仕事の両立支援、メンタルヘルス普及促進支援、産業保健研修の講師斡旋等のサービスを行っております。詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。

独立行政法人労働者健康安全機構 千葉産業保健総合支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル8F

<http://www.chibas.johas.go.jp/>

TEL：043-202-3639/FAX：043-202-3638

地域産業保健センター

千葉市・船橋・東葛北部・銚子海匝・安房
君津木更津・市原市・印旛香取・山武長生夷隅